

兵庫県公報

平成22年3月31日 水曜日 第6号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 政治倫理の確立のための兵庫県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則（企画県民部総務課）	2
○ 過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	2
○ 知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	3
○ 個人情報保護審議会規則等の一部を改正する規則（文書課）	3
○ 兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（大学課）	4
○ 工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（工業振興課）	5
○ 農業協同組合等に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（農林経済課）	6
○ 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則（環境整備課）	6
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	7
訓 令	
○ 副知事の事務分担に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）	7
県議会告示	
○ 兵庫県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程	8
教育委員会規則	
○ 兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	8

公布された法令のあらまし

- 政治倫理の確立のための兵庫県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第13号）
租税特別措置法の一部改正により、上場株式等に係る配当所得について確定申告納付を行う場合において、他の所得と分離して課税する分離課税を納税者が選択できることとされたことに伴い、知事が作成する所得等報告書の様式に上場株式等の配当所得の欄を追加することとした。
- 過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第14号）
過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正により、課税免除の対象となる業種が見直されることに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則（規則第15号）
五百蔵副知事の退職及び金澤副知事の選任に伴い、知事の職務を代理する順序を定めることとした。
- 個人情報保護審議会規則等の一部を改正する規則（規則第16号）
附属機関設置条例の一部改正により、情報公開審査会及び個人情報保護審議会を統合し、情報公開・個人情報保護審議会とすることに伴い、関係規則について所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第17号）
兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例の一部改正により、兵庫県立大学の大学院に経営研究科を設置することに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（規則第18号）
 - 1 機械器具の更新等に伴い、当該機械器具に係る機械器具使用料及び試験手数料の額を定める等所要の整備を行うこととした。
 - 2 地場産業製品の高度化を促進する材料試験について、工業技術センターにおいて依頼を受けて試験の業務を実施することに伴い、当該試験に係る試験手数料の額を定めることとした。
 - 3 機械器具の廃止処分及び試験の業務の廃止に伴い、当該機械器具に係る機械器具使用料及び当該試験に係る試験手数料の規定を削除することとした。

●農業協同組合等に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（規則第19号）

農業協同組合法の一部改正により、農地等の利用の増進を図るため、組合員の総数が1,200人を超える農業協同組合については、総組合員の3分の2以上の書面による同意を要さず、総会における組合員の3分の2以上の多数による議決を経る等の一定の手続をもって、自ら農業の経営を行うことができることとされたことに伴い、この場合における定款の変更の認可の申請に添付すべき書類を改める等所要の整備を行うこととした。

●産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第20号）

土壌汚染対策法の一部改正により、特定有害物質によって汚染されている区域の指定、当該区域における汚染の除去等の措置及び当該区域における土地の形質の変更の届出の制度が改められることに伴い、所要の整備を行うこととした。

●収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第21号）

使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、土壌汚染対策法に関する手数料に、新たに汚染土壌処理業許可更新申請手数料が追加されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

●兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第7号）

平成22年度の事務執行体制の整備を図るため、組織及び所掌事務について所要の整備を行うこととした。

規 則

政治倫理の確立のための兵庫県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第13号

政治倫理の確立のための兵庫県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための兵庫県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年兵庫県規則第89号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中

「

株式等の事業・譲渡・雑所得	
---------------	--

」

を

「

株式等の事業・譲渡・雑所得	
上場株式等の配当所得	

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第14号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成12年兵庫県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「ソフトウェア業用」を「情報通信技術利用事業用」に改める。

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。



知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第15号

知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する順序に関する規則（平成13年兵庫県規則第93号）の一部を次のように改正する。

本則中 「副知事 五百蔵 俊彦」を「副知事 吉本 知之」に改める。
副知事 吉本 知之」を 副知事 金澤 和夫」

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。



個人情報保護審議会規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第16号

個人情報保護審議会規則等の一部を改正する規則

（個人情報保護審議会規則の一部改正）

第 1 条 個人情報保護審議会規則（平成 8 年兵庫県規則第80号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

情報公開・個人情報保護審議会規則

第 1 条中「附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第 3 条の規定に基づき、個人情報保護審議会」を「情報公開・個人情報保護審議会」に改める。

第 2 条第 3 項中「実施機関」を「情報公開実施機関に、第 2 項各号に掲げる事項に関して必要と認める事項にあっては個人情報保護実施機関」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定中「条例」を「個人情報保護条例」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「「条例」を「個人情報保護条例」に、「実施機関」を「個人情報保護実施機関」に改め、同項第 1 号から第 6 号までの規定中「条例」を「個人情報保護条例」に改め、同項第 7 号中「実施機関」を「個人情報保護実施機関」に改め、同項を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

審議会は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第 6 号）第 1 条第 1 項に規定する実施機関（以下「情報公開実施機関」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 情報公開条例第10条第 1 項の公開決定又は同条第 2 項の非公開決定（同条例第11条第 3 項又は第12条第 3 項の規定により非公開決定があったものとみなされる場合を含む。）に対する不服申立てに関すること。
- (2) 情報公開制度の運営及び改善に関する重要事項に関すること。

第 3 条中「 7 人」を「10人」に改める。

第 5 条の見出しを「(会長及び副会長)」に改め、同条第 1 項及び第 2 項中「会長」の右に「及び副会長」を加え、同条第 4 項中「会長に」を「会長及び副会長とともに」に、「会長が」を「会長及び副会長がともに」に、「その」を「会長の」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(部会)

第 7 条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。

- 4 部会長は、部に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 5 部会長の職務及び部の会議については、第 5 条第 3 項及び前条の規定を準用する。
- 6 審議会は、部の議決をもって、審議会の議決とすることができる。

(個人情報保護に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 個人情報の保護に関する条例施行規則（平成 9 年兵庫県規則第 7 号）の一部を次のように改正する。
様式第 24 号中「個人情報保護審議会」を「情報公開・個人情報保護審議会」に改める。

(情報公開条例施行規則の一部改正)

第 3 条 情報公開条例施行規則（平成 12 年兵庫県規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条（見出しを含む。）中「審査会諮問通知書」を「審議会諮問通知書」に改める。

様式第 11 号中「審査会諮問通知書」を「審議会諮問通知書」に、「情報公開審査会」を「情報公開・個人情報保護審議会」に改める。

(本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部改正)

第 4 条 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則（平成 16 年兵庫県規則第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「個人情報保護審議会」を「情報公開・個人情報保護審議会」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。
(情報公開審査会規則の廃止)
- 2 情報公開審査会規則（昭和 61 年兵庫県規則第 68 号）は、廃止する。
(招集の特例)
- 3 この規則の施行の日以後最初に開かれる情報公開・個人情報保護審議会は、第 1 条の規定による改正後の情報公開・個人情報保護審議会規則第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、知事が招集する。



兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第 17 号

兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 16 年兵庫県規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表会計研究科の款の次に次のように加える。

経営研究科	経営専門職専攻	専門職学位課程
-------	---------	---------

第 8 条第 1 項中第 28 号を第 30 号とし、第 23 号から第 27 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 25 号の前に次の 1 号を加える。

(24) 経営研究科の教授で当該組織から選出される 1 人のもの

第 8 条第 1 項中第 22 号を第 23 号とし、第 4 号から第 21 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 経営研究科長

第 9 条第 1 項中「会計研究科」の右に「、経営研究科」を加える。

別表 2 の部経営学研究科の款経営学専攻の項博士課程の目を次のように改める。

博士課程	後期	6	18
------	----	---	----

別表 2 の部会計研究科の款の次に次のように加える。

経営研究科	経営専門職専攻	専門職学位課程	40	80
-------	---------	---------	----	----

別表 2 の部計の款中「426」を「451」に、「928」を「978」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 兵庫県立大学の経営学研究科の経営学専攻の博士課程の前期（以下「前期課程」という。）は、改正後の兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定にかかわらず、この規則の施行の日前に前期課程に在籍する者が前期課程に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。



工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第18号

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則（昭和48年兵庫県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 加熱炉の款スパッタリング装置の項の次に次のように加える。

研究用小型スパッタリング装置	1 時間につき	1,900円
----------------	---------	--------

別表第 3 繊維機械の款染液自動調液装置の項を削り、同表試験機械の款ロックウェル硬さ試験機の項の次に次のように加える。

高機能ロックウェル硬さ試験機	1 時間につき	700円
----------------	---------	------

別表第 3 試験機械の款エックス線回折装置の項を次のように改める。

回転対陰極式エックス線回折装置	1 時間につき	3,300円
-----------------	---------	--------

別表第 3 試験機械の款紫外可視分光光度計の項の次に次のように加える。

紫外可視近赤外分光光度計	1 時間につき	700円
--------------	---------	------

別表第 3 試験機械の款熱分析装置の項中「1,350円」を「1,300円」に改め、同款熱特性測定機の項の次に次のように加える。

示差熱天秤	高温のもの	1 時間につき	7,200円
	その他のもの	1 時間につき	2,000円
熱機械分析装置		1 時間につき	2,500円
示差走査熱量測定装置	高温のもの	1 時間につき	7,900円
	その他のもの	1 時間につき	1,700円

別表第 3 試験機械の款焼成特性評価装置の項を削り、同款原子吸光分光分析装置の項の次に次のように加える。

ゼーマン効果型原子吸光分光分析装置	1 時間につき	3,200円
-------------------	---------	--------

別表第 3 試験機械の款皮革材料試験機の項中「1,550円」を「400円」に改め、同款粘弾性測定装置の項中「1,200円」を「2,100円」に改め、同款電磁波障害評価システムの項中「3,250円」を「4,200円」に改め、同款マイクロスコプの項の次に次のように加える。

デジタルマイクロスコープ	1 時間につき	1,000円
--------------	---------	--------

別表第 4 物理化学試験の款熱膨張試験の項中「15,300円」を「13,900円」に改め、同表皮革材料試験の款破裂強度試験又は銀面われ試験の項中「破裂強度試験又は銀面われ試験」を「銀面われ試験」に改め、同款厚さ測定の項の次に次のように加える。

臭気測定	1 測定につき	5,600円
------	---------	--------

別表第 4 皮革材料試験の款遊離ホルムアルデヒド測定 of 項の次に次のように加える。

鉛溶出量測定	1 測定につき	7,200円
カドミウム溶出量測定	1 測定につき	7,200円
ニッケル溶出量測定	1 測定につき	7,200円
コバルト溶出量測定	1 測定につき	7,200円

別表第 4 皮革材料試験の款に次のように加える。

総クロム溶出量測定	1 測定につき	7,200円
発がん性芳香族アミン測定	1 測定につき	30,000円

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日 から施行する。



農業協同組合等に関する手続を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第19号

農業協同組合等に関する手続を定める規則の一部を改正する規則

農業協同組合等に関する手続を定める規則（昭和47年兵庫県規則第91号）の一部を次のように改正する。
 促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第10条第 4 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 法第11条の31第 3 項若しくは第 4 項に規定する手続をしたことを証する書面又は同条第 6 項及び第 7 項に規定する手続をし、かつ、同条第 8 項の規定に該当しないことを証する書面

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第20号

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則(平成15年兵庫県規則第93号)の一部を次のように改正する。

第15条第 3 号中「若しくは第 2 項又は同条第 3 項において読み替えて準用する同法第 4 条第 2 項」を「、第 4 項又は第 5 項」に改め、同条第 4 号中「第 9 条第 1 項」を「第12条第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後に行われる改正前の産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則第15条第3号又は第4号に掲げる土砂埋立て等に対する産業廃棄物等の不適正な処理の防止に対する条例(平成15年兵庫県条例第23号)第22条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。



収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第21号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則(昭和39年兵庫県規則第43号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項1の2(26)を次のように改める。

(26) 醤油製造業許可申請手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項21中(5)を(6)とし、(4)を削り、(3)を(5)とし、(2)を(4)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 2級建築士免許証又は木造建築士免許証書換え交付手数料

(3) 2級建築士免許証又は木造建築士免許証再交付手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項27(1)及び(2)を次のように改める。

(1) 診療エックス線技師免許証再交付手数料

(2) 診療エックス線技師免許証書換え交付手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項61を次のように改める。

61 土壤汚染対策法に関する手数料

(1) 汚染土壌処理業許可申請手数料

(2) 汚染土壌処理業許可更新申請手数料

(3) 汚染土壌処理施設等変更許可申請手数料

(4) 汚染土壌処理業許可証書換え交付手数料

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。ただし、別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項21の改正規定は、同年 6月 1日から施行する。

訓 令

兵庫県訓令第1号

本 庁
地 方 機 関

副知事の事務分担に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

副知事の事務分担に関する規程の一部を改正する訓令

副知事の事務分担に関する規程(平成13年兵庫県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

第1条 副知事の事務分担は、次に掲げるとおりとする。

(1) 吉本副知事が担任する事務

災害対策の総括に関する事務並びに企画県民部企画財政局、管理局、教育・情報局、防災企画局（復興支援を除く。）及び災害対策局、農政環境部農政企画局及び農林水産局、県土整備部並びに出納局に係る事務並びに企業庁、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び教育委員会との調整に係る事務

(2) 金澤副知事が担任する事務

企画県民部知事室、政策室、県民文化局及び防災企画局（復興支援に限る。）、健康福祉部、産業労働部並びに農政環境部環境創造局及び環境管理局に係る事務並びに病院局、公安委員会及び労働委員会との調整に係る事務

附 則

この訓令は、平成22年 4月 1日から施行する。

県 議 会 告 示

兵庫県議会告示第 1 号

兵庫県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年 3月31日

兵庫県議会議長 原 吉 三

兵庫県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

兵庫県議会議員の資産等の公開に関する規程（平成 7年兵庫県議会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号中

「

株式等の事業・譲渡・雑所得		
---------------	--	--

」

を

「

株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の配当所得		

」

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

兵庫県教育委員会

委員長 上 羽 慶 市

兵庫県教育委員会規則第 7 号

兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

兵庫県教育委員会行政組織規則（昭和58年兵庫県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。
促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第 7 条の表課室名の項中「課室名」を「課名」に改め、同表教育企画課の項中「情報・環境教育係」を「防災・情報教育係」に改め、同表文化財室の項を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 次の表の左欄に掲げる課に、同表中欄に掲げる室を置き、室に同表右欄に掲げる係を置く。

課 名	室 名	係 名
社 会 教 育 課	文 化 財 室	文化財係 審査指導係

第8条中「及び室」及び「(室においては、第1号に掲げる事務を除く。)」を削る。

第9条第22号中「及び室」を削り、同号を同条第23号とし、同条中第14号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 行政事務及び行政組織の合理化に関すること。

第9条の2第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7条を削り、第8号を第6号とする。

第12条第15号中「他課室」を「他課」に改める。

第14条第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 小学校及び中学校並びに幼稚園の教育に係る環境教育に関すること。

第15条第13号中「他課室」を「他課」に改める。

第16条中「社会教育課においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、同条第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地域教育に関すること。

第16条に次の1項を加える。

2 文化財室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 文化財に関すること。

(2) 文化財保護審議会に関すること。

(3) 銃砲刀剣類等の審査に関すること。

(4) 県立考古博物館に関すること（博物館資料以外の埋蔵文化財に関するものに限る。）。

第16条の2を削る。

第19条（見出しを含む。）中「又は室」を削る。

第70条の16を次のとおり改める。

（組織）

第70条の16 県立コウノトリの郷公園に、次の1課及び2研究部を置く。

総務課

田園生態研究部

ジオ環境研究部

第70条の17第8号中「田園生態研究部」の右に「及びジオ環境研究部」を加える。

第70条の26を第70条の27とし、第70条の20から第70条の25までを1条ずつ繰り下げ、第70条の19を第70条の20とし、第70条の18の次に次の1条を加える。

（ジオ環境研究部）

第70条の19 ジオ環境研究部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 地形、地質及びこれらに係る人と自然との調和した環境に関する専門的、科学的な調査研究に関すること。

(2) 地形、地質及びこれらに係る人と自然との調和した環境に関する講演会、講習会、研究会等の開催に関すること。

(3) 地形、地質及びこれらに係る人と自然との調和した環境に関する資料の収集及び情報の提供に関すること。

(4) 地形、地質及びこれらに係る人と自然との調和した環境に関する知識の普及に関すること。

(5) 地形、地質及びこれらに係る人と自然との調和した環境に関する大学、研究機関等との相互協力に関すること。

第71条の表名称の項中「担当課室」を「担当課」に改め、同表文化財保護審議会の項中「文化財室」を「社会教育課」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。